

議第355号

東京都市計画道路の変更

(幹線街路環状第4号線および補助線街路第16号線)

(東京都決定)

東京都市計画道路の変更（東京都決定）

東京都市計画道路中、幹線街路環状第4号線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	環 4	環状 第4号線	港区 港南 三丁目	江東区 新砂 三丁目	港区 南青山 四丁目	約 29,880m			25m		
	車線数の内訳		4 車 線			約 2,600m					放射第18 号線から 放射第3 号線まで
	構造形式の内訳		港区 港南 一丁目	港区 高輪 三丁目		約 630m	嵩上式		25.6～ 33.5m	東海旅客鉄道東海道新幹線と立体交差 東日本旅客鉄道東海道線と立体交差 東日本旅客鉄道山手線と立体交差2か所	
						約 29,250m	地表式		20～ 42.5m	京浜急行電鉄本線と立体交差 東日本旅客鉄道中央線と立体交差 東京都荒川線と立体交差 東日本旅客鉄道東北新幹線と立体交差 東日本旅客鉄道東北線と立体交差 東京都日暮里・舎人ライナーと立体交差 京成電鉄本線と立体交差 日本貨物鉄道と平面交差 日本貨物鉄道と立体交差 東日本旅客鉄道常磐線と立体交差 東武鉄道伊勢崎線と立体交差	

								京成電鉄押上線と立体交差 東日本旅客鉄道総武線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 7 か所 補助線街路第 123 号線と立体交差 幹線街路放射第 19 号線と立体交差 補助線街路第 5 号線と立体交差 補助線街路第 57 号線と立体交差 幹線街路放射第 24 号線と立体交差 補助線街路第 76 号線と立体交差 幹線街路放射第 9 号線と立体交差 幹線街路環状第 5 の 2 号線と立体交差 幹線街路放射第 12 号線と立体交差 補助線街路第 105 号線と立体交差 幹線街路放射第 14 号線と立体交差 幹線街路と平面交差 55 か所	
そ の 他									
支線 1	港区 南青山 二丁目	港区 南青山 二丁目		約 150m		—	8 m	幹線街路と平面交差 1 か所	
支線 2	渋谷区 千駄ヶ谷 一丁目	新宿区 霞丘町		約 150m		—	8 m	幹線街路と平面交差 1 か所	
支線 3	渋谷区 千駄ヶ谷 一丁目	渋谷区 千駄ヶ谷 一丁目		約 110m		—	10m	幹線街路と平面交差 1 か所	

立体的な範囲		港区港南一丁目、港区港南二丁目の区間において、立体的な範囲を定める。 (港区港南一丁目は延長約 250m、港区港南二丁目は延長約 30mの区間を対象)								
補 16	補助線 街路 第 16 号線	港区 港南 三丁目	品川区 東品川 二丁目	港区 港南 五丁目	約 1,870m	地表式	6 車線	40m	東海道新幹線引込線大井回送線と立体 交差 2 か所 東海道貨物線と立体交差 2 か所 自動車専用道路と立体交差 2 か所 幹線街路と平面交差 4 か所	
車線の数の内訳		4 車線			約 450m					
		6 車線			約 1,420m					

「区域、立体的な範囲及び構造は計画図表示のとおり」

理由：体系的な道路ネットワークの形成や品川駅・田町駅周辺のまちづくりへの寄与、交通の円滑化などを図るため、変更する。

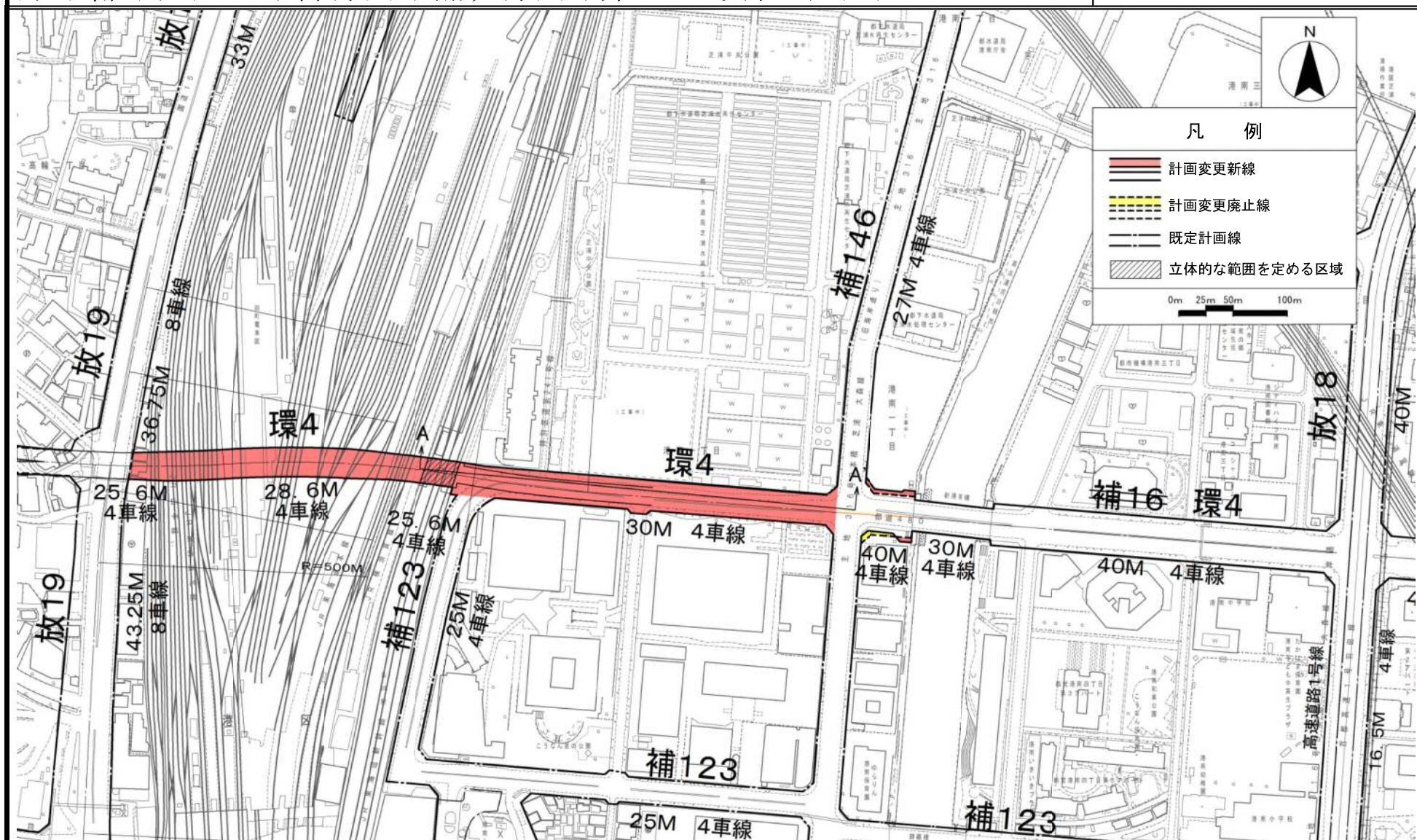
また、変更区間のうち、事業予定区間である幹線街路補助線街路第 146 号線から幹線街路放射第 3 号線までの区間における、事業の実施が周辺環境に与える影響は、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価書のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

変更概要

名 称	変 更 事 項	
環状第 4 号線	1 起点位置の変更	港区高輪三丁目→港区港南三丁目
	2 延長の変更	約 28,770m→約 29,880m
	3 一部幅員の変更	25m→25.6m～33.5m（港区高輪三丁目地内 延長約 630m）
	4 一部車線の数決定	4 車線（港区高輪三丁目～港区白金台三丁目 延長約 1,440m）
	5 一部構造形式の変更	地表式→嵩上式（港区高輪三丁目地内 延長約 130m）
	6 立体的な範囲の設定	延長約 250m（港区港南一丁目地内）、延長約 30m（港区港南二丁目地内）
補助線街路第 16 号線	1 起点位置の変更	港区港南一丁目→港区港南三丁目
	2 延長の変更	約 2,340m→約 1,870m
	3 車線の数決定	6 車線（内訳） 4 車線（約 450m）、6 車線（約 1,420m）

東京都計画道路幹線街路補助線街路第16号線 計画図1〔東京都決定〕

東京都計画道路幹線街路補助線街路第16号線 計画図1〔東京都決定〕

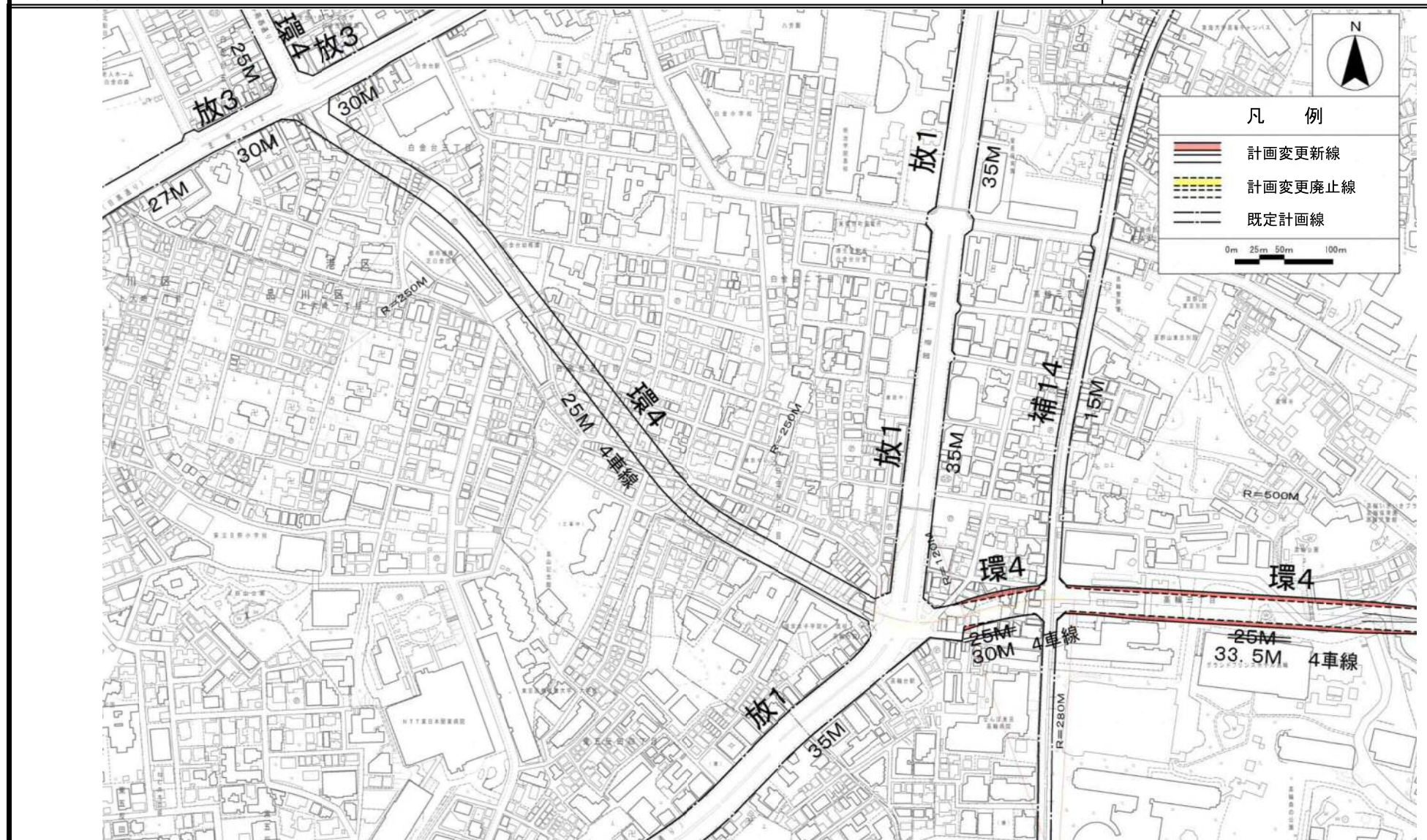


この地図は、国土地理院長の承認(平 24 関公第 269 号)を得て作成した東京都地形図 (S=1:2,500) を使用(30 都市基交第 360 号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

(承認番号) 30 都市基街都第 79 号 平成 30 年 6 月 14 日

東京都市計画道路幹線街路環状第4号線

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第16号線 計画図2〔東京都決定〕



この地図は、国土地理院長の承認(平 24 関公第 269 号)を得て作成した東京都地形図 (S = 1 : 2,500) を使用(30 都市基交第 360 号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

(承認番号) 30 都市基街都第 79 号 平成 30 年 6 月 14 日

東京都市計画道路幹線街路環状第4号線

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第16号線 計画図4〔東京都決定〕

